

ち、在來の總務課、勞働課、庶務課、農村課の五課を整理統合して新に總務部、調査部及び産業福利部の三部制としたのである。(註)

(註) 社會政策時報昭和十一年四月號一一五頁

第二項 産業福利部の諸事業

斯くて産業福利部は内務省社會局監督課長北岡壽逸氏と部長に囑託し、元産業福利協會常務理事蒲生俊文氏と副部長として、前記の如く昭和十一年四月一日の事務を開始したか、同部特別規定第一條によれば、その目的は次の如きものである。

「産業福利部は財団法人産業福利協會より継承したる事業と本會の在來の事業の一部とを合併し、工場災害の防止、勞働衛生、産業福利施設、勞働管理等に關

し其の改善進歩を圖り、營業者の諮問に應じ以て産業平和、産業協力の助長促進を期すこととし、而して、産業福利部の業務を同部令課規定に依つて列挙すれば次の通りである。

一、勞働者の安全衛生其の他福利施設助長に關する事項

一、勞働法制、社會保險に關する知識の普及に關する事項

一、産業能率の増進に關する事項

一、産業協力助長促進に關する事項

一、前各項に關し營業者の諮問に應じ又は其の依頼に依る特別調査事項

一、講習會、講演會、展覽會に關する事項